

## 土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和5年4月）	改正後（令和5年7月）	備考欄
<p>《P.5》 1-1-18 建設副産物 1. 法令遵守</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1) ~ (3)                      変更なし</p> <p>《P.6》 (4) 建設副産物(建設発生土情報交換システム)</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>(5) ~ (9)                      追加</p>	<p>《P.5》 1-1-18 建設副産物 1. 法令遵守</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>2. 再生資源利用計画書等の作成 (1) ~ (3)                      変更なし</p> <p>《P.6》 (4) 建設副産物(建設発生土情報交換システム)</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>(5) 受領書の交付</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>(6) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果（確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「(6)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果（確認結果票）を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p>	<p>令和5年3月3日に公布された資源有効利用促進法省令の一部改正（令和5年5月26日施行）により、元請業者は事前に建設発生土の搬出先の適法性の確認や、建設発生土の搬出入に際し、受領書を交付又は交付請求し、その適正性を確認することが義務付けられたため。</p>

## 土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和5年4月）	改正後（令和5年7月）	備考欄
<p>3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 ～ 6. マニフェスト</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>(9) 受領書及び確認結果票の参考様式等</p> <p>受領書及び確認結果票の参考様式、並びに(5)～(8)に記載された事項の運用等については、以下の国土交通省のホームページを参照されたい。  <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html</a></p> <p>3. 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 ～ 6. マニフェスト</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	